

# スケアード・ストレートによる自転車安全教室を実施します

～プロのスタントマンが交通事故を実演します～

平成29年(2017年)10月19日(木)

箕面市は、平成22年に自転車利用中の中学生が死亡した事故を教訓に、多発・重大化する自転車事故の防止にむけ、教育効果の高いスケアード・ストレート教育技法による自転車安全教室を平成24年度から毎年実施しており、今年も市立中学校4校で実施します。

スケアード・ストレートを用いた安全教室では、プロのスタントマンが交通事故をリアルに再現することで、中学生に事故の「怖さ」を体感させ、交通ルールを守る大切さや無謀運転の危険性を学ばせます。

また、箕面市では、「自転車事故ゼロ」をめざし、平成27年1月1日より「箕面市自転車安全利用条例」を施行しています。警察と連携して危険な運転をしている自転車利用者へ指導や警告を行ったり、自転車通学が認められた小・中学校の児童・生徒に対して学校にヘルメット着用指導を義務づけるなど、学校や家庭において自転車安全教育の徹底を促しています。

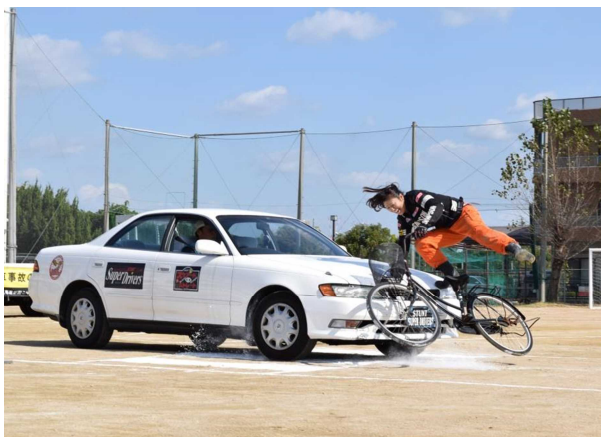
## 1. 趣旨

箕面市は、平成22年に自転車利用中の中学生が死亡した事故を教訓に、多発・重大化する自転車事故の防止にむけ、教育効果の高いスケアード・ストレート教育技法による自転車安全教室を平成24年度から毎年実施し、今年も市立中学校4校で実施します。なお、自転車安全教室は3年間で市立中学校全8校を巡回するので、生徒は在学中に必ず1回参加することになります。

スケアード・ストレートを用いた自転車安全教室では、プロのスタントマンが交通事故をリアルに再現することで、中学生に事故の「怖さ」を体感させ、交通ルールを守る大切さや無謀運転の危険性を学ばせます。

また、自転車安全教室には、生徒だけではなく保護者や地域のかたにも参加していただき、地域全体で交通安全意識を高めていきます。

※スケアード・ストレートとは、怖い思いやひやっとする体験を通じて、危険な行為を自主的に行わないようにする教育技法です。



## 2. 実施日時・場所

(1)平成29年11月6日(月曜日)

箕面市立彩都の丘学園(運動場)

箕面市立第六中学校(運動場)

午前10時50分～午前11時40分

午後2時35分～午後3時25分

(2)平成 29 年 11 月 7 日(火曜日)

箕面市立第五中学校(運動場)

午後 1 時 15 分～午後 2 時 05 分

箕面市立第二中学校(運動場)

午後 3 時 10 分～午後 4 時 00 分

※授業の一環として実施します。

### 3. 実施内容

- (1)自動車が時速 40 kmで自転車へ衝突した実演
- (2)違反自転車の乗り方を見つける実演
- (3)飛び出し自転車がオートバイと衝突する実演
- (4)トラック左折時の自転車巻き込み実演
- (5)傘を差しての 2 人乗り自転車と歩行者の衝突実演
- (6)路側帯での自転車の乗り方実演
- (7)乗用車の死角による衝突実演
- (8)自転車通行可の歩道で起こる衝突実演

### 4. 箕面市の自転車安全対策

- (1)今回のスクエアード・ストレートによる自転車安全教室の実施のほか、幼稚園や小学校でも自転車教室を実施するなど、各年代に合わせた交通安全教育を行っています。
- (2)市独自で制作した自転車安全教育デジタル教材を、全市立小・中学校の授業で使用するほか、全国でも無償で広く活用していただけるよう市ホームページ※で公開しています。この教材は、小学生から中学生を対象とし、自転車を安全に利用するためのルールをわかりやすく実践的に学べる教材です。自転車は手軽で便利な反面、決して安全な乗り物ではないことや、命の尊さを知ることができる内容になっています。

※URL：[http://www.city.minoh.lg.jp/edushien/anzen\\_kyouiku/digital\\_kyouzai.html](http://www.city.minoh.lg.jp/edushien/anzen_kyouiku/digital_kyouzai.html)

### 5. 箕面市自転車安全利用条例

箕面市では、「自転車事故ゼロ」をめざし、平成 27 年 1 月 1 日より「箕面市自転車安全利用条例」を施行しています。警察と連携して危険な運転をしている自転車利用者へ指導や警告を行ったり、自転車通学が認められた小・中学校の児童・生徒に対して学校にヘルメット着用指導を義務づけるなど、学校や家庭において自転車安全教育の徹底を促します。

<条例の概要>

- 警察と連携し、危険な運転をしている自転車利用者へ指導・警告を行う
- 自転車通学が認められた小・中学校の児童・生徒に対して、学校にヘルメットの着用指導の義務づけ

問い合わせ先

総務部市民安全政策室

電話：072-724-6750（直通）